

鎌 倉 総 第 1 4 4 号

令和5年(2023年)4月11日

鎌倉市議会議長 様

鎌倉市長 松 尾



文書質問への回答について

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。



事務担当

総務課総務担当 (内線2242、2243)

| | |
|--------|-------------------------|
| 議会受付番号 | 文書質問第 12 号 |
| 質問者 | 高野 洋一 議員 |
| 答弁する者 | 市長 (まちづくり計画部 市街地整備課) |

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項の規定に基づく文書質問第 12 号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

市長は、基本設計など新庁舎建設に向けた詳細な検討を進めるにあたり、市民や市議会との合意形成を深め、計画建物の内容について、しっかりとした議論を行う体制を整える必要性を考え、令和 4 年（2022 年）市議会 12 月定例会に「鎌倉市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例」を提案したが、結果は特別多数議決に達せず否決となった。

市は、そのことを受けた取り組みとして、2 月 25 日（土）、3 月 18 日（土）及び 21 日（火）に、意見交換の場である「市長と語る鎌倉の未来～深沢まちづくりと市庁舎移転～」を開催した。更なる合意形成に努めようとする意図であろうが、問題はその前提についてである。

広報かまくら 2 月号 1 面において、「建て替えの必要性や移転に至った経緯、意思決定プロセスなどのこれまでの情報発信に対し、この度、『移転に向けた動きが分かりにくい』『市民への情報共有が不足している』などの指摘を受けました。」とあり、そのことを前提として上記の意見交換会が開催されたのである。この指摘は誰から受けたものなのかについては、3 月 21 日の意見交換会【オンライン版】の資料において、「広報かまくら 2 月号 1 面 条例否決についてや、議会でうけた指摘・意見にたいするアクション方針を掲出。」と記載されていることから明瞭である。

はたして「移転に向けた動きが分かりにくい」「市民への情報共有が不足している」というのが、議会が条例を否決した主な理由なのであるだろうか。もし、そのことが不正確であるなら、上記の意見交換会を開催した前提そのものが間違っていたことになり、意見交換会そのものが意味をなさないばかりでなく、主権者である市民を騙すような行為であるといわなければならない。議会に対しては言うまでもない。

そのうえで、以下の点について質問する。

- (1) 「移転に向けた動きが分かりにくい」「スケジュール・費用・体制などの情報が分かりにくい」「情報共有が足りない」というのが、議会側からの主要な指摘であると判断した根拠を示していただきたい。
- (2) 行政と議会は「二元代表制」である。議会側からの指摘内容を受けた市の対応であるならば、議会側からの指摘内容の正確性について、当然、議事録を含め、議会側に何らかの確認をおこなうのが常識である。このことについて、どのような対応をしたのか。

私は現在、副議長職にあるが、確認しなかったのであれば議会軽視であるといわざるをえない。確認しなかった理由を明確に示していただきたい。

- (3) 条例を否決した議会からの指摘については、賛成した会派の立場もあれば、反対した会派・議員の立場もあるが、賛成者が特別多数に達しなかった以上、(否決につながった)反対した会派・議員からの指摘をより重視するのは自然なことである。その指摘内容は多岐にわたったが、少なくとも地方自治法第4条との関係性、行政の中心地としてのまちづくりの視点、交通問題、現在地における行政機能の確保など移転計画の前提やその内容にも関わる指摘がされたことは事実である(議事録を確認すれば明瞭)。なぜそうした点を「無視」して、「移転に向けた動きが分かりにくい」「市民への情報共有が不足している」ことがあたかも主要な指摘であるかのように「偽装」したのか。責任ある見解を示すよう求める。
- (4) 条例が否決された以上、その根拠となった本庁舎等整備計画を含め、行政が「何らか見直し」を行い、そのうえで仮に再提出する場合において「今度は可決させてください」というのが筋ではないのか。計画内容はそのまま、「情報共有等を行ったから賛成してください」ということは何を意味するのか。条例に反対した議員の「理解が足りなかった」から、今度は賛成してくださいということになるのではないか。そんな話を通ると本気で思っているのだろうか。計画内容を一切変更しないのであれば、同じ内容で議会側への議決結果の変更(否決から可決)を求めるのであるから、そのように理解する他ない。そうではないというなら、全く理解しがたいが、責任ある見解を示すべきである。
- (5) 位置条例の否決理由を「情報が分かりにくい」「情報共有が足りない」と勝手に決めて、市民に「偽装」して「意見交換会」をおこない、それをもって今後、条例再提案するなどというのは、総事業費170億円どころか200億円以上に及ぶ可能性もある移転事業を行う誠実な姿勢も力量もないということを自ら語っているに等しいと言わざるを得ない。議会からの指摘を誤魔化すことなく、誠実に正面から受けとめ、それに応えていくことである。既に指摘したように前提を偽った「意見交換会」においても、参加された市民から賛否を交えた意見が出されたと聞いているが、市民や議会との信頼関係を含めて、上記で指摘した問題点を率直に認め、取り組み姿勢を改めるべきではないのか。見解を求める。

2 質問の理由

条例を否決した議会からの指摘が「移転に向けた動きが分かりにくい」「市民への情報共有が不足している」などという広報2月号1面と市の説明に驚いた。しかし、読んだ市民は「議会の指摘はそうだったのか」と騙されてしまうではないか。これは移転の賛否以前の問題として、こんな「偽装」が議会制民主主義において許されて良いはずはない。それを正す取り組みの一つとして質問するものである。

3 答弁

上記「1 質問内容」の項目に沿って、次のとおり答弁いたします。

- (1) 令和4年(2022年)市議会12月定例会にて「鎌倉市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例案」への討論が行われ、その際、「プロセスが不明瞭であって、事後に確認しようにも見返せない形の事業の進め方に不安」、「費用面の先行きが不透明である」、「あたかも市役所が移転されないと深沢の開発も進まないかのように説明している」、「跡地整備といっても、単なる支所になってしまうのではないか」などといった討論がありました。

事業の遂行にあたっては、これまでも各段階において様々な検討等を行い、その結果は行政計画等により公表してきました。例えば、「費用面の先行きが不透明である」という御意見については、これまでも建設常任委員会等で答弁してきたとおり、現時点で将来の物価変動を予測し、費用を算出することはできないことから、仮に、本事業に影響を与える状況となった場合には、増額を許容するのか、整備内容の見直しをするのかといった検討を行うことを想定しています。これらは、基本設計を進め、整備内容に応じた積算をしていく中で検討します。また、整備に要する費用については、「鎌倉市本庁舎整備方針」(平成29年(2017年)3月策定)において、現在地建替え、現在地長寿命化及び移転という手法毎に比較検討し※1、移転による整備が最も費用を抑えることができる手法であると整理しています。なお、物価高騰など費用については、現在地建替え又は現在地長寿命化のいずれの手法であっても、移転整備と同様に課題となるものと考えています。

また、「跡地整備といっても、単なる支所になってしまうのではないか」という御意見については、「鎌倉市新庁舎等整備基本計画」(令和4年(2022年)9月策定。以下「基本計画」という。)で「新庁舎では原則として全ての手続(相談)をオンラインにて実施可能な環境を整える」とし※2、これを踏まえて整備する移転後の現在の場所(市庁舎現在地)においては、想定する提供機能・サービスについて、「鎌倉市市庁舎現在地利活用基本構想」(令和4年(2022年)9月策定)で具体的な想定を記載し※3、今後の行政サービスのオンライン化やDX(デジタルトランスフォーメーション)の推進等を踏まえ検討していくこととしており、オンライン化やDXの進展を注視しながら、来庁しなくても手続・相談ができる市役所の整備を検討するとともに、市庁舎現在地における具体的な機能についても例示をしているところです。

このように、市議会での討論においては、既存の行政計画などで既に本市の考え方等を示している事項に関する御意見などを多くいただいたと認識していることから、本市の情報公開の仕方や表現に課題があったものと捉え、情報の整理、事業内容の表現を工夫し、分かりやすい情報を作っていくこと、新庁舎・市庁舎現在地、深沢地区のまちづくり、新駅の情報をつ統合的に整理し、まちづくりの全体像を示していくという判断をしたものです。

※1 「鎌倉市本庁舎整備方針」(平成29年(2017年)3月策定)(P39)

※2 「鎌倉市新庁舎等整備基本計画」(令和4年(2022年)9月策定)(P45、46)

※3 「鎌倉市市庁舎現在地利活用基本構想」(令和4年(2022年)9月策定)(P51、52)

- (2) 討論の内容は、当日の内容(音声)を繰り返し聞き、確認をいたしました。その内容

については、特に判断に迷うことや不明瞭な点はなかったことから、改めて議会側に確認を行う必要はないと判断しました。引き続き、市議会の御意見を伺いながら真摯に取り組んでまいります。

- (3) 位置条例の改正には、地方自治法が定める出席議員の3分の2以上の同意が必要であることから、反対討論における御意見に応える必要があることはもちろんですが、一方で、賛成をいただいた議員も多数おり、その声に応えながら取組を進める必要もあると考えています。このため、討論にて明らかになった御意見については軽重関係なく、賛成討論及び反対討論の双方を真摯に受け止め、対応を図っているところです

なお、「偽装」との御指摘については、上記(1)及び(2)のとおりであり、そのような意図は全くありません。

- (4) 市議会における議員の声は言うまでもなく市民の声であると捉えています。このため、上記(1)のとおり、本市の説明が不十分で市民の方々にしっかりと届いていないと反省し、まずは情報を分かりやすく整理してお伝えすることが重要だと判断いたしました。計画内容の変更については、令和4年度に策定した基本計画は、従来の施設整備の基本計画とは異なり、①「これからの行政サービスと働き方」を定める、②「ソフトとハードとデジタルのあり方」を定める、③「本事業の実現に向けたプロセス」を定めることを基本的な方針として策定したもので、施設配置やゾーニングも現時点での考え方を整理するに留め、基本設計段階において、柔軟に検討することとしています。※4

このため、新庁舎等整備に関する調査特別委員会からの御意見にも回答しているとおり、外部有識者等による本庁舎等整備委員会や市民の皆様の御意見を伺いながら策定した基本計画を生かし、今後、基本設計等において具体的な検討を進める中で、市民・市議会の御意見などを含め、改めて検討・調整していく考えです。

※4 「鎌倉市新庁舎等整備基本計画」(令和4年(2022年)9月策定)(P14)

- (5) 「偽装」や「議会からの指摘を誤魔化す」といった御指摘については、上記(1)及び(3)のとおり、そのような意図は全くありません。また、「取り組み姿勢を改めるべき」との御指摘ではありますが、同様に上記(1)及び(3)のとおり、賛成討論及び反対討論の双方を真摯に受け止めて対応を図っているところです。今後も市議会や市民の皆さまと真摯に向き合い、対話を重ね、より良い計画となるよう努めてまいります。

以上